

空き家に関する補助制度をご存知ですか？

村では空き家の有効活用と村内への移住・定住の促進を図るため、空き家バンクの登録や改修費用の一部を助成する制度を設けています。[村内に空き家を所有し、貸したい・売りたいなどの希望がございましたらご相談ください。](#)

物件を所有している方



空き家バンク登録奨励金

空き家バンクへ登録した方に奨励金を交付します。

【対象者】 空き家バンクに登録された方

【補助額】 10万円



空き家除却補助金

空き家を解体する場合に補助金を交付します。

※空き家バンクへの一定期間の登録が必要です。

【対象者】 村内の空き家を除却される方

【補助額】 経費の1/2以内の額（上限30万円）

【加算額】 村内業者施工の場合10万円

物件を利用する方（移住希望者）



空き家リフォーム補助金

空き家をリフォームする方に補助を行います。

【対象者】 空き家のリフォーム等を実施する方

【補助額】 経費の1/2以内の額（上限30万円）

【加算額】 村内業者施工の場合 10万円

空き家バンクに登録された物件の場合

10万円



空き家子育て活用促進奨励金

子育て世代を応援するため、奨励金を交付します。

【対象者】 村内の空き家に移住し、中学生以下のお子さんがある世帯主

【補助額】 20万円

「空き家」を放置すると、防犯上・安全上・衛生面で多くの危険等が生じます。

損壊や倒壊・・・地震、台風などによる倒壊。屋根・外壁の落下など。

防犯性の低下・・・放火や不審者の侵入など。

住環境の悪化・・・ごみの不法投棄、害虫の発生、犬・猫の繁殖。

景観の悪化・・・庭木や雑草の繁茂。樹木の越境など。

※屋根や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりして、他人がけがなどをした場合、**空き家所有者の責任**となり、損害賠償を問われることもあります。

空き家の管理や扱いにお悩みの方は、お気軽に企画財政課までお問合せください。

問合せ 企画財政課 ☎82-1254

ふるさと納税返礼品取扱事業者を募集します

東秩父村では平成30年度よりインターネットでの寄附受付を開始し、3月1日現在40品目の返礼品を掲載しています（村ホームページ参照）。村では返礼品の取扱事業者を募集しています。村内で作られた品物を寄附された方へ届けませんか？

返礼品の要件は下記のとおりです。要件を満たしていれば、店舗等で販売していない品物についても出品が可能です。

<返礼品の要件>

- ・村内で生産、製造、加工または販売が行われていること
- ・販売のみの場合は村内の原材料を使用していること
- ・体験チケット等は、村内にてサービスが提供されること

また、4月より飲食サービス券等の取扱いを開始します。体験チケットのほか、食事券や買い物券を発行することが可能です。（食品を取扱う際は、食品衛生法の営業許可が必要です）

出品希望や詳細について知りたい方は企画財政課（☎82-1254）までお問合せください。